

国への要望活動

島根県では、知事が県議会議長とともに各省庁等をまわり、竹島問題を含む県の重要課題について、島根県の現状や県が提案する施策の効果を説明し、翌年度の国の予算・施策に反映されるよう要望活動を行っています。

内閣官房、内閣府、外務省への要望

竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、領土・主権展示館の移転にあたり、展示等機能の充実を図ること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

農林水産省への要望

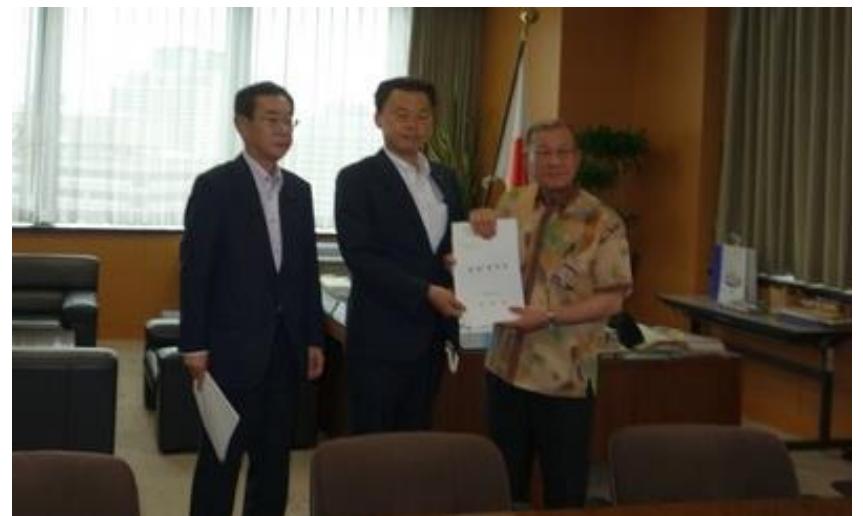
日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- (1) 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- (2) それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- (3) 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- (4) 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- (5) 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、安定的に事業が実施できるよう、今後も継続して十分な予算を確保すること。

文部科学省への要望

学校教育における竹島の指導

平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が示され、初めて竹島に関する記述が取り上げられたところであるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。



中村芳信県議会議長（左）とともに、令和2年度の国の予算編成に向けた重点要望活動で、宮腰光寛領土問題担当大臣（右）に、要望書を手渡す丸山達也知事（中）。（令和元年6月4日）内閣官房

竹島問題研究会の活動

竹島問題研究会は、2005(平成17)年3月の「竹島の日を定める」条例制定を受け、県内外の専門家等を構成員として設置されました。

活動内容

- ・竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理等
- ・日韓両国の竹島に関する主張の体系的整理及び比較研究
- ・日韓両国の竹島に関する論点に沿った関係資料及び資料整理

第1期 竹島問題研究会 2005(平成17)年6月 ～2007(平成19)年3月

拓殖大学教授下條正男氏を座長に11名の委員で構成。2007年3月末で活動を終えるまで、計13回にわたって会議を重ね、文献に語らせることを重点に、日韓両国の主張を論点整理した。

- 鬱陵島視察(2006年11月)
18世紀に朝鮮王朝が作った鬱陵島の地図に描かれた他の岩礁との位置関係などから、韓国側が独島と主張している干山島は現在の竹島ではなく、鬱陵島近くの竹嶼だと推定した。



第1期の研究会で竹島問題の論点整理がなされ、報告書を外務省に提出。その成果が、2008(平成20)年2月の外務省による小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』の発刊につながった。

第3期 竹島問題研究会 2012(平成24)年10月 ～2015(平成27)年6月

拓殖大学教授下條正男氏を座長に16名の委員で構成。計10回開催。竹島問題啓発資料の作成、地元隠岐の資料調査、戦前戦後の日韓関係、竹島学習の推進などをテーマに研究した。

- 『竹島問題100問100答』発刊
・第3期島根県竹島問題研究会の活動の中間報告として、平成26年2月、竹島問題全体を体系的に分かりやすく解説した『竹島問題100問100答』をワック株式会社から発刊した。
・電子書籍版(内容は雑誌版と同じ)を電子書籍販売サイトにて購入できる。詳しくは、Web竹島問題研究所トップページ、【その他】『竹島問題100問100答』(電子書籍について)に掲載中。



第2期 竹島問題研究会 2009(平成21)年10月 ～2012(平成24)年3月

拓殖大学教授下條正男氏を座長に19名の委員で構成。計10回開催。主に近世までの歴史と地理を中心に研究した第1期に対し、第2期では近現代と竹島に関する教育を対象に研究した。

- 竹島学習リーフレットの作成
県内の小中学校で使用される「竹島に関する学習の副教材DVD」を補完する資料として、竹島の領有権問題の要点をまとめた「中学生向け副教材リーフレット」を作成。編集会議委員として作成に携わる。



- 「高校における竹島学習」のあり方検討会
研究会に、高校における竹島問題学習のあり方を検討するプロジェクトチームを設置。学校現場で利用できる指導案を、ワークシートや指導の手引きなどを交えて5種類作成。
①ホームルーム活動(高等学校)の指導案
②ホームルーム活動(特別支援学校高等部)の指導案
③高等学校地理歴史科世界史(A・B)の指導案
④高等学校地理歴史科地理(A・B)の指導案
⑤高等学校公民科現代社会または政治・経済の指導案

第4期 竹島問題研究会 2017(平成29)年6月 ～2020年3月(予定)

拓殖大学教授下條正男氏を座長に15名の委員で構成。過去3回取り組んだ客観的な研究を継続するほか、新学習指導要領を踏まえた竹島学習の推進、竹島問題の啓発、情報発信の強化などに取り組む。

- 「竹島問題に関する学習」推進検討部会
「竹島問題に関する学習」の更なる推進に向けた検討を行うため、研究会に専門部会を設置。新学習指導要領を踏まえ、主に次の事項を検討中。
(1)小中高特一貫した学習の検討
(2)小中高特の学習指導案の検討



第4期第7回研究会を松江市で開催(令和元年 6月15日)

- 啓発ブックレットの発刊
竹島問題の広報啓発資料として、テーマを絞ってわかりやすい小冊子を作成予定。

Web竹島問題研究所開設 2007(平成19)年9月～

竹島問題に関する調査研究や議論を深め、情報交換をする場として、島根県のホームページ上に開設中。

広報啓発活動

島根県では、「竹島の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、竹島問題を広報啓発するため、記念行事の開催、竹島資料室での展示、竹島問題を考える講座などを実施しています。

「竹島の日」記念行事、竹島・北方領土返還要求運動県民大会の開催

島根県では、初めて竹島の日を迎えた平成18年以降、毎年「竹島の日」に、島根県議会と竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議との共催で「竹島の日記念式典・記念行事」を開催しています。



第14回竹島の日記念式典 竹島・北方領土返還要求運動県民大会

日時：平成31年2月22日(金)

出席：内閣府大臣政務官ほか460名

記念事業では、関西大学法学部教授 中野徹也氏、拓殖大学国際学部教授 下條正男氏をお招きして、講演会を開催しました。

- ・演題「国際法による竹島問題の解決」(中野徹也氏) 写真左
- ・演題「竹島問題と日本海呼称問題」(下條正男氏) 写真右

竹島資料室



島根県では、平成19年4月に竹島資料室を設置し、竹島関係の歴史的公文書や「竹島問題研究会」の研究成果と収集資料の公開など、竹島問題の広報啓発に取り組んでいます。

併設する研修室では、団体での見学者に対する研修や、夏休み期間中には、絵本『メチのいた島』を読む会を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。

竹島問題を考える講座の開催



竹島問題の関心を高め理解を深めるため、一般の方を対象に研究会委員等による講座を開催しています。

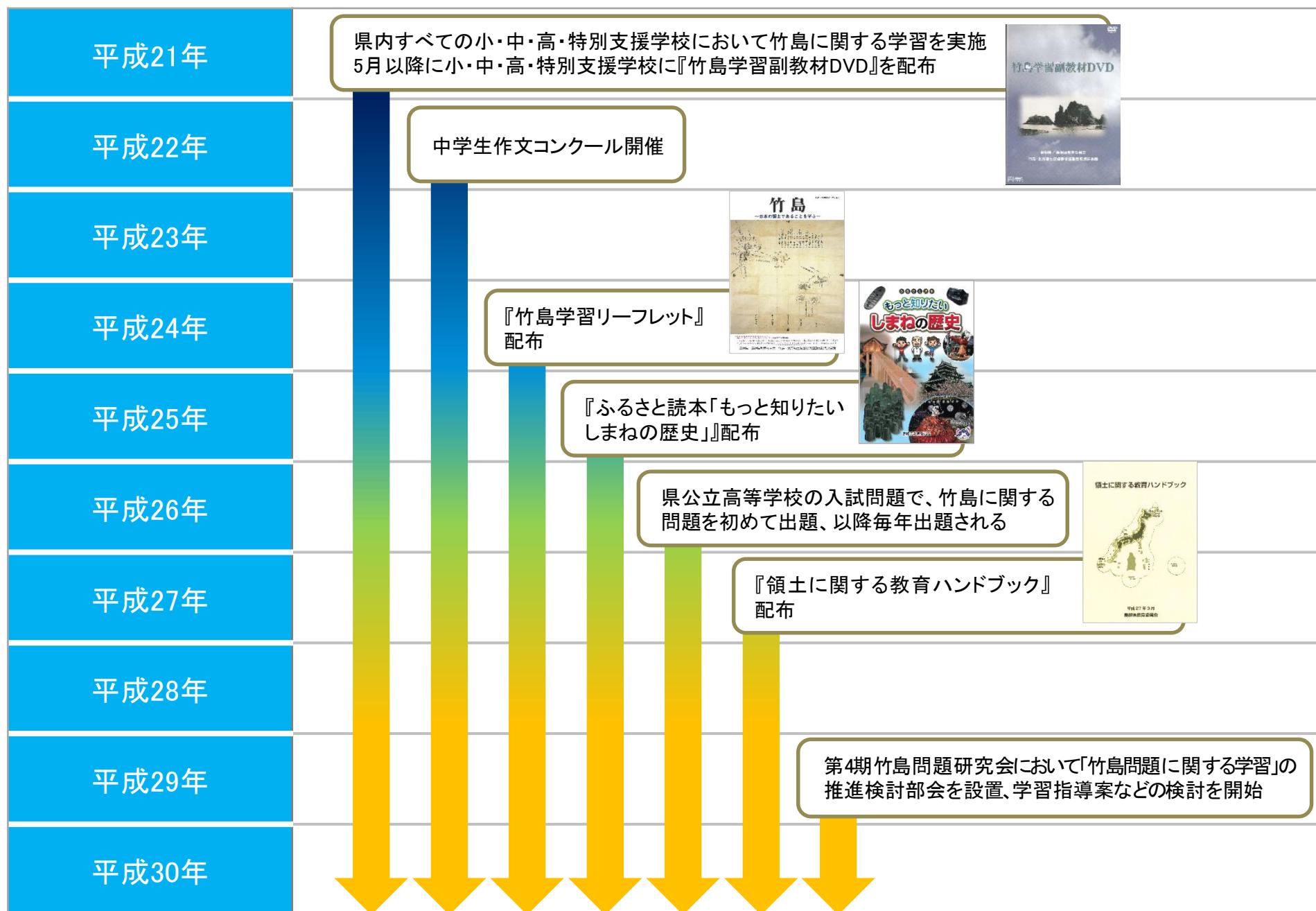
出前講座の開催



各種団体やグループの研修会等に、講師を派遣する出前講座を行っています。(申し込み随時受付中)

竹島学習の推進

島根県では、独自に作成した副教材DVDや竹島学習リーフレット等を活用し、すべての公立小・中・高・特別支援学校において、竹島に関する学習を行っています。



第9回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール

「竹島または北方四島に関わる内容」をテーマに、島根県の中学生が、竹島や北方四島の歴史と現実に関心を持ち、そこに存在する領土問題を正しく理解し、竹島・北方領土問題を解決しようとする意欲を高めることを目的として、平成22年度から作文コンクールを行っています。

応募数

第9回(平成30年度)は
県内19中学校より1098点



表彰式の様子(平成31年2月8日)島根県庁知事室

「竹島の日を定める条例」制定の経緯

竹島の状況と背景

サンフランシスコ平和条約発効前の1952(昭和27)年1月、韓国が一方的に李承晩ラインを引いて、好漁場から日本漁船を締め出した。ライン内に竹島が取り込まれていたため、日本の漁船は竹島に近づく事も出来なくなった。1954(昭和29)年5月、巡視船に守られて、出漁したのを最後に、隠岐の漁師たちは竹島に出漁していない。竹島の領土権確立に向けて国に対して長年要望を行ってきたが、進展がなく、未解決のまま現在に至っている。関心が薄れ問題が風化するのを危惧し、国民世論の啓発を図り、国における積極的な取り組みを促したいという、県民の願いがあった。



昭和29年5月2日竹島への出漁のため、漁業監視船「しまかぜ」船上で撮影。八幡才太郎氏(右から2人目)の姿がある。



再び竹島への出漁を願って編集された、八幡才太郎氏の「竹島日誌」

関係団体の設立と動き

1987(昭和62)年
「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」設立

1996(平成8)年
「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」発足

2002(平成14)年
「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」発足

竹島の領土権確立を目指し、当時の島根県議会の有志が発足させた超党派の「竹島領土権確立県議会議員連盟(竹島議連)」。野津浩美県議、上代義郎県議らを発起人に、1人を除く40人が参加。会長に就任した細田重雄県議は設立総会で、「政府に対し、日韓の外交交渉の場に乘せ、毅然(きぜん)とした態度を取るよう求めるとともに、啓発活動を続け、領土権を確立したい」と決意を表明した。

2003(平成15)年
竹島・北方領土返還要求運動島根大会 かえれ島と海 隠岐集会開催

「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」の発足を受け、11月に島根県西郷町(現隠岐の島町)で開かれた6回目の県民大会は大きな盛り上がりを見せた。当時表面化した、竹島を国立公園に指定しようとする韓国の動きへの危機感から、県民への啓発活動に取り組まねばならないという責務が後押しとなった。

この大会は、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議や島根県、隠岐島町村会などで組織する実行委員会が主催し、自民党の青木幹雄参院幹事長、細田博之官房副長官(ともに当時)ら県選出の国会議員をはじめ、外務省・水産庁・西日本8府県の漁業関係者、地元の首長、住民、小中学生らが出席。その数は約2千人に達した。



島根県漁業協同組合連合会代表理事会長岸宏氏と、五箇村久見漁師会の10名と、最後に竹島へ出漁した1人である八幡才、竹島漁業権保持者池田氏。切実な思いをもって参加者に訴えた。



実行委員会構成団体
・島根県
・隠岐島町村会(加盟団体:西郷町・布施村・五箇村・都万村・海士町・西ノ島町・知夫村)
・竹島領土権確立隠岐期成同盟会(加盟団体:西郷町・布施村・五箇村・

都万村・海士町・西ノ島町・知夫村・西郷町議会・布施村議会・五箇村議会・都万村議会・海士町議会・西ノ島町議会・知夫村議会・隠岐島漁業協同組合連合会・おき西郷漁業協同組合・海士町漁業協同組合・浦郷漁業協同組合・知夫村漁業協同組合)
・竹島領土権確立島根県議会議員連盟

・隠岐島町村議会議長会
・島根県漁業協同組合連合会
・隠岐島漁業協同組合連合会
・竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議(加盟団体:島根県漁業協同組合連合会・島根県連合婦人会・島根県連合青年団 他39団体)

- ・領土権確立へ向けて国の確固たる態度を要望する
- ・国民運動の力強いうねりを全国に展開させ一日も早く竹島の領土権の確立を

条例案を議員提案

2005(平成17)年3月、島根県は「竹島の日を定める条例」を制定し、2月22日を「竹島の日」と決めました。

2005年2月定例会の第1日目、2月23日、島根県議会(定数39)の超党派の議員35人から、議員提出第1号議案「竹島の日を定める条例」が上程されました。細田重雄議員が提案理由を述べ、定例会最終日の3月16日に賛成多数で可決されました。

提案理由

〈細田重雄議員〉

本日、提案しました議員提出第1号議案「竹島の日を定める条例」について提案理由を御説明申し上げます。

竹島は、歴史的にも国際法的にも島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であることは明白であります。しかしながら、大韓民国は半世紀にもわたって同島を不法占拠し続け、これまで接岸施設の設置や国立公園指定の検討など、実行支配の動きを強化してまいりました。

竹島の領土権確立のためには、国民世論の啓発が不可欠であり、そのために当議会では、竹島の日を制定するよう国に対して意見書を提出してきたところでありますが、国におかれては、いまだ制定の動きが見られません。

このため、国で制定されるまでの間、本県において毎年2月22日を竹島の日とし、この日を中心として、この問題に対する県民と国民の理解と関心をさらに深める取り組みを行い、全国的に竹島領土権確立運動の一層の推進を図り、もって領土権の確立に資することとしたいと思います。

2月22日は、1905年(明治38年)1月28日の閣議における同島を正式に竹島と命名し、島根県隠岐島司の所管とする決定に基づいて、島根県知事が島根県告示第40号をもって隠岐島司の所管とする旨を公示した日であります。

本年は、時あたかも公示の日から100周年の節目の年に当たることから、さらなる運動展開を図るため、ここに本条例を提案するものであります。

何とぞ慎重な御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いし提案理由の説明といたします。



閣議決定に基づく内務大臣からの訓令



明治38年島根県告示第40号

条例可決

島根県条例第36号

竹島の日を定める条例(平成17年3月25日公布・施行)

(趣旨)

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

(竹島の日)

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

(県の責務)

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする

附則

この条例は、公布の日から施行する。



竹島の日を定める条例の可決成立(平成17年3月16日)島根県議会本会議

2005(平成17)年3月25日公布 県報登載

| 島根県報 | |
|------------------------------|---|
| 平成17年3月25日(金) 号外第11号 | (毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/ |
| 目次 | |
| 条例 | |
| 竹島の日を定める条例(公布) | (政 令 第 36 号) 16 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製 | (政 令 第 37 号) 17 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 38 号) 18 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 39 号) 19 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 40 号) 20 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 41 号) 21 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 42 号) 22 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 43 号) 23 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 44 号) 24 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 45 号) 25 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 46 号) 26 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 47 号) 27 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 48 号) 28 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 49 号) 29 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 50 号) 30 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 51 号) 31 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 52 号) 32 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 53 号) 33 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 54 号) 34 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 55 号) 35 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 56 号) 36 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 57 号) 37 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 58 号) 38 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 59 号) 39 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 60 号) 40 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 61 号) 41 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 62 号) 42 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 63 号) 43 |
| 島根県告示第40号(明治38年1月28日)の複製(複製) | (政 令 第 64 号) 44 |

竹島の日を定める条例をここに公布する。
平成17年3月25日

島根県知事 渡 田 信 義

島根県条例第36号
竹島の日を定める条例
(趣旨)

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。
(竹島の日)

第2条 竹島の日は、2月22日とする。
(県の責務)

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

高根県告示第40号
北緯三十七度九分三十分、東経百三十一度五十五分、隠岐島ノ所管ノ竹島ニ在リ島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隠岐島ノ所管ト定メラル
明治三十八年二月二十二日

竹島

島根県告示第40号

100周年

竹島は、1905年(明治38年)1月28日の閣議において、その名称を竹島、その所管を島根県知事とされた。これに基づき、同年2月23日、島根県告示第40号をもって竹島の名称と所管が公示された。その公示の日から今年2005年は、100周年となる。

竹島-北方領土返還要求運動島根県民会